八　林野行政費	公有以外の林野の面積	算式	$\dfrac{\sum_{n=12}^{13}(B_n \times C_n) \times \dfrac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=14}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=12}^{13}(F_n \times G_n) + \sum_{n=12}^{20}(H_n \times I_n) + \sum_{n=20}^{22}(J_n \times K_n) + \sum_{n=21}^{24}(L_n \times M_n)}{5{,}260\text{円} \times A} + \sum_{n=21}^{24}(N_n \times O_n)$ AD_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額 $AE_{21} = 0.01686$ $AE_{22} = 0.019$ $AE_{23} = 0.019$ $AE_{24} = 0.018$ AF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。） $AG_{21} = 0.02810$ $AG_{22} = 0.032$ $AG_{23} = 0.031$ $AG_{24} = 0.030$

八　林野行政費	公有以外の林野の面積	算式	$\dfrac{\sum_{n=11}^{13}(B_n \times C_n) \times \dfrac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=14}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=11}^{13}(F_n \times G_n) + \sum_{n=11}^{20}(H_n \times I_n) + \sum_{n=20}^{22}(J_n \times K_n) + \sum_{n=21}^{24}(L_n \times M_n)}{5{,}150\text{円} \times A} + \sum_{n=21}^{24}(N_n \times O_n)$ AD_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。） $AE_{21} = 0.019$ $AE_{22} = 0.019$ $AE_{23} = 0.019$ $AE_{24} = 0.018$ AF_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。） $AG_{21} = 0.032$ $AG_{22} = 0.032$ $AG_{23} = 0.031$ $AG_{24} = 0.030$